

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 規則第234条第1項第1号（特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号）について、以下の点に留意しているか。</p> <p>ア. 生命保険会社は、生命保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者（<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第3項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）</u>）を行う者に限る。以下同じ。))</p> <p>（以下、Ⅱ-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(9)～(17) [略]</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1)～(7) [同左]</p> <p>(8) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>①・② [同左]</p> <p>③ 規則第234条第1項第1号（特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号）について、以下の点に留意しているか。</p> <p>ア. 生命保険会社は、生命保険募集人、保険仲立人及び金融サービス仲介業者（<u>金融サービスの提供に関する法律第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第3項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）</u>）を行う者に限る。以下同じ。))（以下、Ⅱ-4-2-2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>イ・ウ [同左]</p> <p>(9)～(17) [同左]</p>